⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
⑿　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う試行工事である。
⒀　本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における平成23・24年度一般競争参加資格のうち「港湾土木工事」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。
⑸　技術提案に係わる施工計画（標準案）が適正であること。
⑹　平成９年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

１）単体及び特定ＪＶの代表者は、次の①及び②の施工実績（①と②は同一工事であること。）
　①　道路橋（Ｂ活荷重又はＴＬ－25以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通を除く）のＰＣ橋上部工（床版桁、Ｉ型桁、Ｔ型桁を除く）
　②　最大支間長が55m以上であること
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、道路橋又は鉄道橋（モノレール及び新交通を除く）のＰＣ橋上部工（床版桁、Ｉ型桁、Ｔ型桁を除く）の施工実績

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成９年度以降に、上記⑹に掲げる工事の現場に従事した経験を有する者であること。（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
　なお、工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る工事の経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
３）配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
４）配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が原則として３ヶ月以上継続してあること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）
⑾　沖縄総合事務局開発建設部（港湾・空港関係）発注工事で当該工種における平成22、23年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。
⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は次のとおりとし、詳細については、入札説明書による。
１）配置予定技術者の能力及び企業の創意工夫に対する技術力（技術提案）について評価する。
２）施工体制の評価として、「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」を評価する。
⑵　総合評価の方法
１）基礎点　競争参加資格が認められた者のうち入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。
２）加算点　加算点については入札説明書による。
３）施工体制評価点　入札説明書の評価基準に基づき、施工体制評価点を与える。
　なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。
４）加算点に係る確実性の評価（見直し加算点）　加算点の内容と施工体制の審査結果は、当該施工計画が確実に実現できる程度に関連することから、加算点は、施工体制の評価後の点数割合を乗じた数値とする。（入札説明書参照）
５）総合評価　価格及び技術資料等に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、１）、３）及び４）により得られる基礎点、施工体制評価点及び見直し加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現の向上につながるかを審査するために、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するとともに、追加資料の提出を求める場合がある。
　なお、競争参加資格確認申請書、入札書、工事費内訳調書等の内容により、十分に確認できる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
　詳細は入札説明書による。
⑷　落札者の決定方法　次の要件に該当する者のうち、⑵５）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。
　なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
２）評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。
３）提出した施工計画及び入札価格に基づき、本工事を確実に実現できること。（以下「要求要件」という。）
⑸　評価内容の担保　技術提案に係わる施工計画に記載した内容について、実際の施工に際して、受注者の責により当局が評価した提案内容の施工が行われない場合は、工事成績評定点を減じる措置を行う。
⑹　技術提案等の採否に関する問い合わせ　入札参加者は、技術提案等の採否の通知に関し、説明を求めることができる。
　なお、詳細は入札説明書による。